平成２５年（フ）第６８７号
埼玉県上尾市大字原市4299番地３、旧住所茨城県坂東市辺田1085番地54
債務者　福島　　聡
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８５６号
埼玉県新座市大和田１丁目14番８号　オークガーデン101号室
債務者　飯村　一史
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８７４号
埼玉県北本市本宿５丁目70番地１　センチュリーパーク北本601
債務者　中村　朱利
１　決定年月日時　平成25年８月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月21日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１４７号
千葉県八街市泉台２丁目15番地19
債務者　堀内ひとみ
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１６２号
千葉県成田市加良部５－４－３－304号室　船山展美宅、住民票上の住所千葉県八街市沖833番地
債務者　富田　憲司（旧姓村井）
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１６３号
千葉県四街道市みそら３丁目17番10号
債務者　杉澤　理絵
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１６５号
千葉県八街市大谷流871番地58
債務者　落合　直美
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７５号
千葉県八街市沖1022番地19
債務者　福本　政樹
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７６号
千葉県八街市沖1022番地19
債務者　福本佐知子
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第１７５号
岡山県総社市井手574番地４
債務者　原　　泉
１　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月21日まで岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第６８９号
埼玉県川口市末広２丁目17番20号　みどり荘
債務者　横山　昭治
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７０１号
さいたま市岩槻区大字表慈恩寺1332番地20　レストハイツ柳沢105号
債務者　長内　紀彦
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７５０号
埼玉県川口市柳根町３番４号　コーポ西ケ原103号
債務者　大山　保枝
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８０３号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地４－５－501、旧住所埼玉県春日部市梅田２丁目２番15号　ヴィラ・コンプレールＡ101
債務者　木下　真弓
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８２３号
さいたま市緑区東浦和２丁目58番地６　ＳＳＳ浦和第２寮
債務者　石川　要三
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８７５号
埼玉県蓮田市大字南新宿1035番地２
債務者　横山　貴宏
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第９３９号
さいたま市中央区八王子５丁目７番８号
債務者　増村　征典
１　決定年月日時　平成25年８月28日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日までさいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７７号
岐阜県大垣市禾森町４丁目1897番地34　市営住宅禾森団地52号室
債務者　岩瀬　正典
１　決定年月日時　平成25年８月30日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年10月22日まで岐阜地方裁判所大垣支部破産係